

## 第2回合同会議の意見について

踏切内誘導表示対策の計画段階において、鉄道事業者・道路管理者の協議を実施すること

→ 踏切対策については、鉄道事業者と道路管理者の連携が必要であり、計画段階から協議を進めていきます。

また、特定道路上や地域ニーズのある踏切道のバリアフリー対策について、視覚障害者団体等の意見を踏まえ、踏切道内誘導表示の設置の他、迂回路の整備等により踏切道の横断交通量減少を図るなど、引き続き踏切対策を推進していきます。

歩道がなく、路肩も狭いなどの狭小踏切において、拡幅計画に引きずられ、バリアフリー対策が遅れることにならないよう、先行して実施したいとしています。

### その他意見

- ・道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会の継続検討課題について、適宜情報提供を頂きたい
- ・踏切ごとに道路管理者と鉄道事業者で対策における役割等を個別に協議するのではなく、一定のルールを示すべき
- ・現状は踏切内誘導表示対策の維持管理や設置費用等について、各道路管理者と鉄道事業者間で個別に協議を行っている状況であるが、一定の基準を設けることで、より迅速に対策の実施が可能になるため、早期に策定願いたい
- ・踏切内誘導表示の設置について、コンクリート舗装への設置事例は多く、異常が無いことが概ね確認されているが、他舗装材への設置については、未だ設置方法が確立されておらず十分に検討する必要がある。なお、施工事例の郡山2号踏切道（ゴム製舗装）については、設置後に何度か誘導表示シートの一部が剥がれており、設置方法について検討を続けている

→ 誘導表示の形状については利用者の安全な通行のため、ガイドライン改定に向けた検討を実施しているところです。

また、踏切道内誘導表示の剥がれに伴う費用等鉄道事業者の負担にならないよう、合成ゴム製踏切板への誘導表示の接着についても、ガイドライン改定の中で提示する方向で検討しているところです。